【メールマガジン~近畿運輸局公共交通だより】 2011年11月21日配信(No. 4号)

本メールは、公共交通政策全般について、皆様に広く関心を持って頂くため、定期的に情報発信するとともに、地域の関係者皆様と従来以上に密接に連携しながら定期的に意見募集を行うこと等を目的に、月1回を目安に配信するものです。

☆☆☆ご意見・情報がありましたら、以下までお寄せ下さい。☆☆☆ ★★★ご意見や情報、メールアドレスの変更はこちらへ★★★

mailto:kinki-kikakuka@kkt.mlit.go.jp

「なお、本メールの配信停止を希望される方は、お手数をおかけしますが、上記アドレスまで「配信停止」 と記入のうえお知らせください。

また、本メールは出典を明記のうえで、関係者の方々に回覧・転送していただいても結構です。」 ※関係団体の皆様におかれましては、関係交通事業者あてに転送くださると幸いです。

■□INDEX■□

- (1) ご挨拶~地域に最適な生活交通の確保に向けて~ 国土交通省総合政策局公共交通政策部交通支援課長 城福 健陽
- (2) 交通の諸問題に関する検討会について
- (3) 平成23年度地域公共交通確保維持改善事業の活用について
- (4)地域公共交通ロールプレー研修~ 中部運輸局~
- (5) 交通実践セミナーin 広島の開催について ~中国運輸局~
- (6) 平成23年度地域公共交通確保維持改善事業の推進について~近畿運輸局~
- (7) お願い

(1) ご挨拶~地域に最適な生活交通の確保に向けて~

-

国土交通省総合政策局公共交通政策部 交通支援課長 城福 健陽

○地域の生活交通との関わり

本年7月1日に新たに設けられました交通支援課の城福健陽(じょうふくたけはる)でございます。交通支援課は、本年度に創設されました補助制度、「地域公共交通確保維持改善事業(新事業)」の全体とりまとめ、つまり概算要求や全体制度の検討といったことや、個別には、新たに補助対象と致しました地域内「フィーダー」系統に対する支援などを担当しています。新事業は、全国のあらゆる地域で公共交通を巡る環境が非常に厳しい中で、生活・経済活動の基盤である地域の生活交通をサポートするための重要な事業であり、皆様に御活用頂けるよう、事業の安定した定着などにしっかり努めるべきこと、肝に銘じる毎日です。

私と、地域の公共交通の関わりは、平成14年から2年間、中国運輸局に交通環境部長として在籍したことが最初でした。特に、各県運輸支局毎に設けた会議で、利用者の皆さん、交通事業者・関係自治体の方々を初めとする地域の公共交通に対するアドヴァイザーから御意見や御提案を頂き、皆さんと対応を検討し、具体化する取組や、公共交通の活性化などに地域の関係者の皆さんで取り組まれる際の合意形成のための支援などを担当したことは、利用者・消費者サイドからのアプローチや、オープンな議論・検討の大切さ、合意形成の難しさなど、大変に貴重な経験となっています。また、高齢化の進展の著しい中山間地域での生活交通の確保の重要性、困難性など、対応の難しさ、問題の大きさを実感致しました。さらに、そのような中山間地域などへのデマンド交通などの導入の際の地域の議論や計画の策定をサポートするため、COMPASSというシミュレーション・ソフトの開発を手がけた際には、生活交通に対する満足度や、利用の平等性などを指標に採用したことで、生活交通の評価のあり方について考える機会も得ることができました。

次の機会は、平成18年から2年間、交通計画課の地域振興企画官として、地域公共交通活性化・再生法の制定を、2年目の地域振興室長の際には、地域公共交通活性化・再生総合事業の創設・立ち上げを担当致しました。総合事業創設の際には、その制度検討に当たり、地域の公共交通問題に熱心に取り組まれる県等

や市町村さんを訪ねさせて頂いたことも、現在の業務にも、非常に有意義で有難い経験となっています。

そして、今般は昨年、平成22年7月末に交通計画課に戻り、新事業の概算要求などを担当し、この7月 の新組織の発足に伴い現在に至っております。

○地域に最適な生活交通の確保に向けて

私共では、現在、新事業の平成24年度概算要求、初年度事業の執行を行っております。4月からの新事業の執行に当たっては、2月以降、各運輸局等での説明会開催等で私も説明させて頂いたりもしましたが、具体的な要綱等の確定も申請間際になり、大きな制度変更であったにも関わりませず、全国各地域の皆さんの多大な御理解と御協力により、新事業の各分野の制度が立ち上がりました。新事業は、公共交通の存続が厳しい地域での地域最適な生活交通の確保・維持、あるいは地域の公共交通の改善を目的としています。是非、「地域に最適な」生活交通を実現して頂きたいと思います。

地域に最適な生活交通のあり方は、「それぞれの地域に正解がある」と考えております。従いまして、その実現のためには、僣越ですが、まずは、地域において、地域の地理的状況、利用者・住民特性、そして移動ニーズをきめ細かく踏まえて頂いた上で、関係自治体、交通事業者、そして利用者・住民の皆さんと協働して取り組んで頂くことが大切であると考えます。中でも、関係自治体の皆さんの地域自治会、福祉協議会など地域の皆さんへの御説明、理解促進のための熱心な御取組みや、なんと言っても、住民、関係自治体、商工会等地域の御一人御一人が実際に利用し、自らの問題と思って頂けるようになることが、何より重要と考えております。さらに、非常に難しい課題ではありますが、ニーズの状況などに対応して柔軟に路線・計画の見直しなどを議論して頂くことも必要かと考えます。

私共としても、地域の皆様の御努力に応えるべく、新事業の平成24年度の概算要求を初めとして、しっかりと取り組んで参りますとともに、新事業の創設以降、運輸局などを通じ様々に頂いております御意見も、心して参りたいと思っております。

引き続き、是非、新事業を積極的に御活用頂きますこと、今回のメール・マガジンでも、本年度事業のさらなる御活用について御紹介しておりますので、御検討頂ければと思います。

運輸局、さらには、私共の交通支援課にも、生活交通の確保・維持・改善を第一に考えるスタッフが控えておりますので、いつでも、何なりと、御意見を頂き、御相談頂ければ、ほんとうに幸いです。

今後とも、私共、公共交通政策部、交通支援課と、じっくりと御付き合い頂けますよう、よろしく御願い申し上げます。

(2) 交通の諸問題に関する検討会について

交通の諸問題に関する検討会については、これまでもご連絡しているところですが、10月20日に第3回会合、11月11日に第4回会合を、それぞれ開催致しました。両会合とも松原副大臣が出席され、ご挨拶を頂くとともに、委員の方々からの御意見を熱心に聞いて頂いたところです。

第3回会合では「交通(人流・物流)の利便性向上、円滑化及び効率化」を、第4回会合では「まちづくりや観光立国の観点」を、それぞれテーマとして、幅広くご議論いただきました。両会合における主な意見は次の通りです。

「交通の利便性向上・円滑化及び効率化」について

- 住民が交通の確保維持に関する選択に参加することが必要。
- ・交通に関する教育を通じて健全なモビリティ社会の発展を目指すべき。
- ・国際動向を踏まえた規格を考えることが必要。
- ・災害時における大都市交通の機能継続・再開のためのプランを備えるべき。

「まちづくりの観点」について

- ・まちづくりと交通について、効果的な連携の道具を持ち合わせていないのではないか。
- ・まちづくりと交通だけではなく、福祉なども一緒に考えるべき。最終的なゴールをもっと高いところに 置くべき。
- ・自家用車を使うことは、必ずしも望ましいことではないが、社会参加、幸福感の面からは、自分で自由 に使える交通手段があるかどうかが大事になってくる。

「観光立国の実現の観点」について

- ・外国人旅行者からは道案内に対する不満があるが、言語表示の問題だけではなく、住所の表し方など、 文化の違いもある。
- ・日本人は、目的地に早く到達することを考えがちだが、目的地に到達するまでの過程についても含めて 考えるべき。ゆっくり動くことが目的になる場合もある。
- ・国際観光について、出入国マーケットを牽引してきたのは航空である。誘客数と航空の必要供給数について調査することも必要だと思う。

詳しくは、国土交通省のホームページにおいて掲載されておりますので、ご覧ください。(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000027.html)

今後の日程は次の通りです。

〇第5回「国際競争力の強化や地域の活力の向上(人流・物流)、総合的な交通体系(人流・物流)」

日 時:平成23年12月8日(木)18:00~20:00

〇第6回「安全の確保、環境負荷の低減 等」

日 時:平成23年12月22日(木)10:00~12:00

なお、地方公共団体職員の皆様におかれましては、本検討会について、機会をとらえて、地方公共団体の 長、議会議長、議会議員等の方々も含め、幅広くお知らせいただきますようお願い致します。

(3) 平成23年度地域公共交通確保維持改善事業の活用について

地域公共交通確保維持改善事業は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害(バリア)の解消等がされるよう、平成23年度予算において、創設されたものです。

これまでも本事業を活用いただき、地域公共交通の確保・維持・改善を図っていただいているところですが、以下の掲げる事業につきましては、引き続き申請を受け付けているところですので、活用を検討している協議会及び事業者がありましたら、菅内の運輸局等にご相談いただけますよう、よろしくお願い致します。

1. 地域公共交通調査事業

地域公共交通確保維持改善事業における地域公共交通調査事業(調査事業)は、地域の公共交通に関する確保維持改善の取組みであって生活交通ネットワーク計画等を策定するため必要な調査を行う場合、これに要する経費を、地域の協議会に対して支援するものです。(補助率:定額(上限2,000万円))

今年度、これまで、各地の協議会に対して、54件の交付決定を行いましたが、<u>現在、引き続き、申請を受け付けているところ</u>です。今年度調査事業を採択した場合の次年度分の継続案件の採択や、採択済みの調査事業の追加、変更等にも可能な限り柔軟に対応する予定です。<u>調査事業の活用について検討している協議</u>会がありましたら、管内の運輸局等(企画観光部交通企画課)にご相談ください。

2. 地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金に係る経過措置

地域公共交通確保維持改善事業における地域公共交通活性化・再生総合事業の経過措置は、平成 22 年度までに地方運輸局長等の認定を受けた地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づき行われる鉄道・バス・タクシー・旅客船・航空等の事業であって、既に事業に着手しているものについて、平成23年度に限り、従前の補助メニューに従って支援を実施するものです。

今年度は、これまで、各地の協議会に対して、順次交付決定を行ったところですが、<u>各地域から追加若しくは新事業についての要望が寄せられていることから、追加募集を行っているところです。現在、鉄道・バス・タクシーの部分につきましては、要望調査を行い、追加事業の把握に努めておりますが、これ以外の旅客船等の事業につきましても、地域公共交通活性化・再生総合事業の経過措置の活用を検討している協議会がありましたら、管内の運輸局等(鉄道部・自動車交通部・海事振興部)にご相談下さい。</u>

3. 地域公共交通バリア解消促進等事業(自動車関係)

地域公共交通バリア解消促進等事業(バリア解消促進等事業)は、地域の公共交通に関するバリアフリー

化等の取組みのうち、協議会等が策定した生活交通ネットワーク計画に位置付けのある事業について、当該 事業を実施する事業者に対し支援するものです。

〇バリアフリー化設備等整備事業 (補助率: 1/3 (バス車両は 1/4 又は通常車両価格との差額の 1/2))

- ・バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費に対する支援(ノンステップバス、リフト付バス、福祉タクシーの導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費)
- ・福祉タクシーの共同配車センターの整備に要する経費に対する支援(通信設備整備、車載機器整備、コーディネーターの育成)
- ・バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費(段差の解消、誘導用ブロックの整備、障害者対応型便所の設置等に要する経費に対する支援
- ・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費(待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等)に対する支援

〇利用環境改善促進等事業(補助率:1/3)

- ・BRTシステムの整備に要する経費(連節車両の導入、停留施設整備、公共車両優先システム(PTPS) 車載器整備、ICカードシステム導入等に要する経費に対する支援
- ・ICカードシステム、バスロケーションシステム、デマンドシステム導入、その他ITシステム等の高度 化に要する経費に対する支援

今年度は、これまで、約195件の交付決定を行ったところですが、自動車関係における今年度のバリア解消促進等事業については、現在、引き続き申請を受け付けているところであり、年度内に事業完了が可能な新規の事業や、採択済みの事業の追加にも柔軟に対応する予定です。バリア解消促進等事業の活用について検討している協議会及び事業者がありましたら、管内の運輸局等(自動車交通部旅客課(バス関係は第一課、タクシー関係は第二課))にご相談ください。

(4)地域公共交通ロールプレー研修~ 中部運輸局~

平成23年11月11日、岐阜運輸支局が関市や住民の代表、バス事業者などの協力を得て「地域公共交通ロールプレー研修」を開催し、18名の自治体担当者等に参加いただきました。

この「地域公共交通ロールプレー研修」は、住民のバスに対する意識を向上させるための行政の役割を再認識するとともに、モデル地域が抱える課題について今後の方策を検討することをテーマにし、実際に現場を見て検討・判断することの重要性を認識して頂くとともに、実務に活用できるノウハウの醸成を目的として実施しました。

研修のはじめに、名城大学理工学部建設システム工学科の松本幸正教授に「住民による地域のための公共 交通 ~生活の足を超える地域公共交通の役割~」と題して、今後、超高齢化社会を迎えるに当たっての公 共交通の役割を再考するとともに、公共交通に対する住民意識の高め方について基調講義をいただきました。

グループワークでは、まず、研修員各自で事前に作成いただいたレポートを元に、フィールドワーク中に どのような点に着目するか等についてグループごとに検討し、「行動計画表」の作成を行いました。

フィールドワークでは、モデル地域となった関市武芸川地域(旧:武儀郡武芸川町)にコミュニティバス 等を利用して訪れ、関係者への模擬的なヒアリングを行ったほか、バス利用者や市役所への来庁者に対して ヒアリングを行っていたグループもありました。フィールドワークの結果はレポートにまとめ、発表をする ことで各グループの取り組みを共有しました。

住民のバスに対する意識を向上するため、地域の状況について情報収集するなど、研修の意図を理解していただくとともに、参加者の地域公共交通に対する熱意を感じました。

このような、国が行う研修の形として、フィールドワークを含むロールプレー研修の実施はあまり例がなく、受講者から「フィールドワークの進め方に検討の余地はあるものの、地域の課題が見えやすく自市町村との比較がしやすい」等の感想が多く寄せられましたので、今回の研修結果を踏まえ、より実践的な研修を受けていただけるよう改善していきたいと考えております。詳しくは以下のURLをご覧ください。

http://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/gifu/kikaku/study_case/index.html

(5) 交通実践セミナーin 広島の開催について ~中国運輸局~

中国運輸局では、10月27日(木)に「交通実践セミナーin 広島」を広島市内で開催しました。当セミナーは地方公共団体、交通事業者などの皆様方に、地域が抱える交通に関連する課題を解決するきっかけとしていただくことを目的として、毎年開催しているものです。

今回のセミナーでは、「地域とともに考える」をキーワードに、山陽新聞社の名合記者より報道機関から見た生活交通の現状について、また、山口県下関市の木村主任より管内でも先行して生活交通の見直しに着手した同市の様々な取組についてご報告いただき、神戸大学大学院の喜多教授から「生活交通サービスのあり方を地域で考える」と題してご講演いただきました。

当日は、中国地方の地方公共団体、交通事業者などから、昨年を上回る127名のご参加をいただき、参加者アンケートでは「今日の講演を聞いて交通に関する基本的な考え方、視点が変わった」といったご感想などのほか、次回のセミナーへのテーマのご提案を多数いただきました。

中国運輸局ではアンケート結果を踏まえ、今後のセミナーを一層、充実した内容としていくとともに、「頼りになる運輸局、必要とされる運輸局」を目指し、地域の皆さんとともに課題解決に向けて取り組んでいきたいと思っています。

【当日行われた報告・講演】

- 〇報告 1 『路(みち)をつなぐ-生活交通白書』取材現場から 山陽新聞社 編集局 政治部 記者 名合 弘治 氏
- 〇報告2 下関市の生活交通に関する取組について

下関市 総合政策部 地域支援課 主任 木村 昭弘 氏

〇講演 生活交通サービスのあり方を地域で考える 神戸大学大学院 工学研究科 教授 喜多 秀行 氏

なお、中国運輸局のホームページに、講師の方の配布資料を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。 http://wwwtb.mlit.go.jp/chugoku/kikaku/seminor.html

(6) 平成23年度地域公共交通確保維持改善事業の推進について~近畿運輸局~

「地域公共交通確保維持改善事業のご活用について」

<各府県の交通施策ご担当の皆様へ>

地域公共交通確保維持事業「地域間幹線系統確保維持費国庫補助」につきましては、旧地バス補助(生活 交通路線維持費国庫補助)に比べ、補助対象系統の要件が緩和されております。

- ◎<u>従来は補助対象となっていなかった系統も補助対象となる可能性があります。</u>これまで、お伝えしているとおりですが、以下の点について再点検くださると幸いです。
- ◆旧地バス補助の補助要件に合わせるために不合理な運行内容になっている系統がある場合、新たな補助制度を活用して運行内容を合理化し、収入増加や費用削減、利用者の利便性の向上を図りましょう。
- 1.「複数市町村にまたがる」系統の判定時点を平成13年3月31日(平成の大合併前)としました。
- 2. 補助対象系統の距離要件(10km以上)を廃止しました。
- 3. 同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の範囲が広がりました(実施要領2.(1)④を参照。)。
- 4. 国庫補助の裏負担は都道府県以外が負担しても良い制度になりました。
- 5. 補助対象期間中の運行内容の変更が可能となりました(交付要綱別表4「ト」参照。)。
- 6. 都道府県協議会等が認めた場合には、平日1日当たりの計画運行回数が3回以上の系統も補助対象となります(交付要綱別表4「二」、実施要領2.(1)⑤参照。)。
- 7. 広域行政圏の中心市町村に準ずる市町村への需要に対応する系統も補助対象となります(交付要綱別表 3、4「ハ」参照。)。
- 8. 長距離利用需要の喚起を目的とした上限運賃などの設定も可能です。

なお、上記の点に関連して、例えば、府県の運行系統データを精査し、来年度の地域協議会での当該バス 運行系統の再編や補助系統の追加、運賃体系の見直しなどの提案につながるような「地域公共交通調査事業」 を実施し、生活交通ネットワーク等を策定する場合には、調査事業のご活用が可能としております。

つきましては、<u>平成23年度において同事業についてご活用のご希望がございましたら、管内の支局等に</u>ご相談ください。

<各市町村の交通施策ご担当の皆様へ>

当局におきましては、今年度の本事業のさらなる推進のため、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」第2条第1項第7号に基づく「地域の公共交通に関する確保維持改善の取組であって、地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助を受けようとする事業について定める生活交通ネットワーク計画等の計画を策定するために必要な調査」を行う場合には(今年度中に本調査事業が完了するものに限ります。)、当該事業を本調査事業の申請として、随時、受け付けることとしております。今年度は、調査期間の制約等から、実施可能な調査範囲までを申請としていただき、来年度はそれに引き続く形での調査を実施するとした申請も可能と致します(例えば、今年度の調査事業を現況調査やアンケート調査までの実施とし、来年度は、この調査結果の分析や生活交通ネットワーク計画の策定のための検討を行うといったスケジュールでの実施等。)。

同調査事業の補助制度についてご活用の意向がございましたら、管内の支局等にご相談ください。

(7)お願い

・本メールは、様々な情報等を展開することにより、国土交通省総合政策局の公共交通施策全般について、皆様に感心を持って頂くことを目的とするものですが、これに加えて地方運輸局独自の情報発信も積極的に

行って参りたいと考えております。

つきましては、皆様におかれまして、関係者皆様(配信先は以下のとおり。)へお伝えしたい情報等がありましたら、本メールを通じてお届けしたいと考えておりますので、下記メールアドレスまでご連絡くださるようお願いいたします。

mailto: kinki-kikakuka@kkt.mlit.go.jp

(配信先)

① 有識者 ② 近畿内府県庁 ③ 近畿内全市町村 ④ 近畿内バス関係団体・タクシー関係団体

⑤ 船舶関係団体 ⑥ 鉄道関係団体 ⑦ ④~⑥の団体に所属していない交通事業者

口近畿運輸局のプレスリリース、最新情報はこちらをご覧ください。

http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/

□近畿運輸局のホームページ「地域公共交通の確保・維持・改善」につきましては、こちらをご覧ください。

http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/kansai/program/index.htm

■国土交通白書最新版(平成23年8月26日公表)は、こちらをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h22/hakusho/h23/pdfindex.html

■国土交通白書(平成13年度~平成21年度版)は、こちらをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/statistics/file000004.html

■国土交通省各種白書(観光白書等)は、こちらをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/statistics/file000003.html

■国土交通省総合政策局ホームページ TOP は、こちらをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/index.html

- ■国土交通省鉄道局ホームページ TOP は、こちらをご覧ください。 http://www.mlit.go.jp/tetudo/index.html
- ■国土交通省自動車局ホームページ TOP は、こちらをご覧ください。 http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html
- ■国土交通省海事局ホームページ TOP は、こちらをご覧ください。 http://www.mlit.go.jp/maritime/index.html
- ■国土交通省観光庁ホームページ TOP は、こちらをご覧ください。 http://www.mlit.go.jp/kankocho/index.html

<ご意見・お問い合わせ窓口>

国土交通省近畿運輸局企画観光部交通企画課 〒540-8558 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 12F

電話: 06-6949-6409 Fax: 06-6409-6135 Email:kinki-kikakuka@kkt.mlit.go.jp